

認定研修施設認定審査（新規申請）について よくあるお問合せ

<認定研修施設の申請資格>について

Q.1：認定研修施設の認定規定（細則）第3条第1項には「2015年4月1日の時点で…」と記載されています。現在は日本専門医機構の定める産婦人科専門研修プログラムの基幹施設（または連携施設）なのですが、2015年4月1日当時は基幹施設（または連携施設）ではありませんでした。認定研修施設の申請は可能でしょうか？

《認定研修施設の認定規定（細則）第3条の抜粋》

第1項 2015年4月1日の時点で日本産科婦人科学会総合型専攻医指導施設であること、または日本専門医機構の定める産婦人科専門研修プログラム基幹施設・連携施設であること。

A.1：はい、申請は可能です。

「2015年4月1日時点で」の文言は「日本産科婦人科学会総合型専攻医指導施設」にのみかかっております。現時点で産婦人科専門研修プログラム基幹施設・連携施設であり、第3条の第2項～第4項に定められた申請資格を満たしていれば、申請いただけます。

<申請書類>について

Q.2：認定研修施設申請書、施設内容証明書、暫定指導医新規申請書には押印箇所がありますが、押印後にPDFデータにして提出するのでしょうか？

A.2：はい。Word上でPC入力・印刷した後、または申請書を印刷し手書きで記入した後に押印し、その書類を複合機等でPDF化してください。原則PDFデータでのご提出をお願いしておりますが、難しい場合は郵送でご提出ください。

Q.3：「日本専門医機構の定める研修施設であることの証明書」は具体的にはどのようなものでしょうか？

A.3：認定研修施設申請書の申請チェック欄に記載のとおり、日本産科婦人科学会専門医制度専攻医指導施設指定証や専門研修連携施設指定証等が該当します。

* 指定証がお手元に無い場合は、認定を受けた際の通知（例：日本産科婦人科学会専門医制度委員会から送付される「〇〇年度に研修を開始する専攻医のための新規連携施

設の適合性確認の審査結果について」など)を証明書としてご提出ください。こちら
も無い場合は、日本産科婦人科学会ホームページの掲載箇所(施設の認定状況や参加
プログラム等が分かる箇所)をご提出ください。委員会審査で判断します。

[2021.5.28 追記]